

第8 推進方針の進行管理等

- この推進方針は、住民・患者の視点に立ち、保健所などの行政機関、医療提供者、関係団体及び住民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、共に考え、共に行動するための基本的な指針として策定するものであり、本方針を着実に推進するために、各主体が推進方針の基本理念の下、共通の目標達成のために連携して取り組むことが不可欠です。
- それぞれに期待される役割は次のとおりです。

【目標達成のための推進体制と関係者の役割】

（保健所）

- 保健所は、医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。
- 地域の実情を踏まえ、5疾病・6事業及び在宅医療の実現のほか、地域医療構想の実現、外来医療の確保に向けた取組を推進します。

＜「地域推進方針」に沿った主な取組＞

- ◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「保健医療福祉圏域連携推進会議」、「地域医療構想調整会議」の運営
- ◇ 地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用
- ◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組
- ◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠隔医療システムの普及を促進
- ◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発
- ◇ その他の地域の実情に応じた取組 ほか

（保健医療福祉圏域連携推進会議）

地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本推進方針の進捗状況の検証などを行います。

（地域医療構想調整会議）

構想区域（第二次医療圏と同一）ごとに、地域の医療機関（病院長等）、医療関係団体（郡市医師会等）、市町村（市町村長）等で組織し、「病床機能の分化及び連携の促進」など、構想区域における地域医療構想の実現や外来医療の確保に向けた協議を行うとともに、進捗状況等の検証などを行います。

また、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜共有を図ります。

(医療提供者)

- 医療機関は、地域推進方針（地域医療構想を含む）の推進を図るため、自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。
- また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。

(関係団体)

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会を始めとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。

(住 民)

自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。

【推進方針の進行管理】

地域推進方針の進捗状況について定期的に把握するとともに、「釧路保健医療福祉圏域連携推進会議」に提示し、医療連携体制推進上の課題の検討や必要な取組みを推進するなどして、進行管理を行います。

また、記載内容や医療機関の医療機能に変化が生じた場合についても、適時、会議に提示のうえ修正をしていきます。

参考

北海道医療計画釧路地域推進方針策定の経過

月日	摘 要
6月28日	令和6年度第1回 釧路保健医療福祉圏域連携推進会議
7月2日	令和6年度第1回 災害・救急医療専門部会（書面開催）
8月1日	令和6年度第2回 釧路保健医療福祉圏域連携推進会議
8月26日	令和6年度第1回 在宅医療専門部会（書面開催）
9月19日	令和6年度第3回 釧路保健医療福祉圏域連携推進会議

.

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）
2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

北海道医療計画釧路地域推進方針

令和6年9月発行

編集 北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室
(釧路保健所)

〒085-0826 北海道釧路市城山2丁目4番22号

TEL 0154-65-5811

FAX 0154-65-5352

E-mail:kushiroho.somul@pref.hokkaido.lg.jp